

平成20年3月6日付け監査委員告示第4号公表分

(1) 下水道部

ア 下水道施設課（久居総合支所建設課（当時））

監査の結果	管内のマンホールポンプの維持管理については、業務委託により保守点検されているが、中町第3マンホールポンプ内において汚泥が堆積したことにより、緊急を要するとして随意契約で清掃業務の委託契約が締結されていることから、今後、当該保守点検基準の見直しを検討されたい。
措置の要旨	平成21年度以降のマンホールポンプの維持管理業務委託について、故障時の緊急対応、軽微な清掃・汚泥処理に係る業務を当該委託業務の内容に含める見直しを行った。

(2) 水道局

ア 工務課

監査の結果	平成19年度簡水第2号下竹原簡易水道浄水場築造工事について、現場の土木工事では、地盤改良及びブロック積がほぼ終了し、目視した限り、設計図書に従って良好に施工されていたことが確認された。ただし、監査時点において、浄水場施設築造工事、電気設備工、照明設備工が未着工で、工事進捗率は40.1パーセントと遅れていたことから、工程の短縮を検討するよう指摘した。
措置の要旨	工事進捗率の遅れの原因は、工事用資材搬入経路の市道に架かる水力発電用水管橋に異常が発見され、その補修工事期間中に大型車両の通行ができなかったためであるが、年度内の完成が見込めなくなったことから、予算上の措置を講じた上、工期延長の変更契約を締結し、平成20年7月31日に当該工事は完成した。

(3) 久居総合支所

ア 福祉課（指定管理者：社会福祉法人自由学苑福祉会）

(ア) 行政財産の使用許可について

監査の結果	久居老人福祉センター内に設置されている自動販売機について、市長の行政財産使用許可を受けるよう指導した。
措置の要旨	平成20年度から行政財産の使用を許可し、行政財産使用料を徴収している。

(イ) 損害賠償責任保険の加入について

監査の結果	久居老人福祉センターの平成17年度の利用者は約1万8,500人、平成18年度の利用者は約3万人で、今後とも利用増加が見込まれることから、本市との基本協定書第22条に定める損害賠償責任について協議の上、速やかに保険への加入措置をとられたい。
措置の要旨	当該指定管理者は、平成20年度から施設入場者に係る傷害保険に加入した。

イ 生活課

(ア) 出張旅費について

監査の結果	出張旅費において計算誤り(日当の減額調整漏れ)があったので、適正に処理するよう指導した。
措置の要旨	平成19年10月17日付けで戻入処理を行った。

(イ) 地区集会所の指定管理について

監査の結果	管内に設置された18の地区集会所の指定管理については、事業年度終了後30日以内に事業報告書を市長に提出することになっているが、平成19年10月2日現在、未提出の指定管理者が見られたことから、今後、適正に処理するよう指導した。 また、地区集会所の利用料金について、一部の指定管理者は、一律に減額してこれを徴収していたことから、津市久居地域地区集会所の設置及び管理に関する条例第15条の趣旨を踏まえ、適正に措置されるよう指導されたい。
措置の要旨	事業報告書の提出について、当該指定管理者に指導し、その提出を受けた。 地区集会所の利用料金の減額については、同条例の規定に基づき適正に判断するよう指導した。

(4) 美里総合支所

ア 地域振興課(地域振興室(当時))

監査の結果	実行委員会方式による地域活動振興事業(補助事業)について、次のとおり指導した。 a 平成18年度補助金が充当された、実行委員会における委託業務等に係る契約は、ほとんどが随意契約で締結され
-------	--

	<p>ているが、契約の目的、内容等に照らし、できる限り競争性を確保されるよう、津市補助金等交付規則第9条の趣旨を踏まえ、補助事業者に対し、必要な指導・助言をされること。</p> <p>b 平成19年度の「美里夏まつり事業」について、事業実施日から2か月以上経過しているにもかかわらず、実績の報告及び精算が履行されていなかったことから、補助事業者に対し、早期履行を求めること。</p>
措置の要旨	<p>随意契約の見直しについて、美里まつり実行委員会に指導し、平成20年度においては、花火打ち上げ委託料の見積合わせを行った。</p> <p>平成19年度の「美里夏まつり事業」に係る実績の報告及び精算については、同実行委員会に早期に事務処理を行うよう指導し、平成20年2月22日に実績報告書の提出を受け、同月28日に精算した。</p>

イ 地域振興課（生活環境課（当時））

監査の結果	出張命令簿により処理されるべき出張が、外出簿により処理されていたので、適正に処理されるよう指導した。
措置の要旨	出張命令簿により処理した。

ウ 市民福祉課

（ア）重要物品の管理について

監査の結果	重要物品の順送式浴槽セットが津市社会福祉協議会に無償で貸与されているが、平成18年1月以降利用実績がないことから、当該物品の有効利用等について検討されたい。
措置の要旨	順送式浴槽セット（平成4年4月1日購入）が使用不能となり、修理部品もないことから、平成22年2月に撤去及び廃棄の措置を講じた。

（イ）老人クラブ事業補助金について

監査の結果	老人クラブ事業補助金については、一定の基準に基づき交付されているが、平成18年度補助金の2倍を超える相当額の剰余金を生じている団体も複数あることから、津市補助金等交付規則第9条の趣旨を踏まえ、補助の在り方について検討されたい。
-------	---

措置の要旨	老人クラブの役員会において、補助金の適正な運用を図るよう指導し、一層の活動推進を助言した。
-------	---

(ウ) 美里高齢者生活福祉センターの維持管理について

監査の結果	同センター入居決定通知書には、入居期間、退去条件等入居許可に係る重要な条件を示していないことから、当該様式の見直しを行うほか、市営住宅の例を踏まえ、契約書の締結について検討されること。
措置の要旨	同センター運営事業については、「高齢者生活福祉センター運営事業実施要綱」(厚生労働省通知)により実施しており、契約締結行為になじまないことから、入居決定通知書に要件等を記入することの措置を講じた。

(5) 市立学校

ア 椋本小学校・辰水小学校・草生小学校・美里中学校・東観中学校

監査の結果	毒物・劇物の管理について、長期間使用見込みのないまま保管されている毒物・劇物があったので、所要の手続きを経て、適切に取り扱われたい。
措置の要旨	学校で保管していた長期間使用見込みのない毒物・劇物について、平成21年8月に廃棄処理を行った。